

## 令和5年度狩猟者登録（変更登録）申請書記入 及び登録事務に関する留意事項等について

### 【 狩猟者登録申請書記入の留意事項 】

#### ※ 写真について

- ・ 登録申請者の顔写真2枚を添付する。  
（申請書用1枚、登録証貼付用1枚：裏面に氏名を記載）
- ・ 写真寸法は、縦3.0cm×横2.4cmとし、申請前6か月以内に撮影された写真とする。

#### 1. 「(1)狩猟者登録（変更登録）を受けようとする狩猟免許の種類、使用する猟具の種類免許を与えた都道府県知事名、交付年月日及び狩猟免状番号」の欄

「種類」の欄： 登録する狩猟免許の種類（網猟・わな猟・第一種銃猟・第二種銃猟）を○で囲む。

「猟具」の欄： 使用する猟具の番号（付番なしの場合は名称）を○で囲む。

「都道府県知事名」： 狩猟免状を交付した知事名を記入する。

「交付年月日」： 狩猟免状の交付年月日を記入する。

「狩猟免状番号」： 狩猟免状の左上にある番号を記入する。

※ 第一種銃猟免許で装薬銃（ライフル銃、散弾銃）と空気銃を使用する場合は、「第一種銃猟免許に係る登録」となり、「猟具」の欄は、装薬銃（ライフル銃、散弾銃）の番号に○印と、空気銃の番号に○印をする。

第一種銃猟免許で空気銃のみを使用する場合は、「第二種銃猟免許に係る登録」となる。

#### 2. 「(2) 狩猟をしようとする場所」の欄

「1 秋田県の区域全部」の番号に○印をつける。

#### 3. 「(3) 免許の効力の停止の有無」の欄

- ・ ない場合は「ない」と記入する。
- ・ ある場合は「ある」と記入し、停止の期間を記入する。

#### 4. 「(4) 猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日」の欄

- ・ 第一種銃猟及び第二種銃猟に係る登録の場合、当該申請者の所持する猟銃・空気銃所持許可証番号（11桁）と、その交付年月日を記入する。（使用する銃が複数の場合は、代表的な銃の欄にのみ記載する。）

#### 5. 「(5) 対象鳥獣捕獲員であるか否かの別」の欄

- ・ 鳥獣被害防止特別措置法に基づき被害防止計画において、被害対策実施隊を組織した市

町村長から対象鳥獣捕獲員として指命又は任命された者であって、当該市町村長から発行された「対象鳥獣捕獲員であることの証明書」が申請書に添付されている場合は、対象鳥獣捕獲員にチェックマークを入れ、所属する市町村名を記載する。

6. 「(6) 施行規則第 65 条第 1 項第 7 号、第 8 号又は第 9 号の該当者であるか否かの別」の欄
  - ・ 第 7 号に該当する者は、許可証の写し、第 8 号に該当する者は、従事者証の写しの添付されている場合は、それぞれ該当する□にチェックマークを入れる。
7. 「(7) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適性化に関する法律施行規則第 67 条の要件に関する事項」の欄
  - ・ 共済事業又は損害保険契約の加入について記載する。  
**(注意)** 共済金の給付額、又はハンター保険の保険金額が、3,000 万以上であること。
8. 「(8) 職業」の欄
  - ・ 申請者の職業の記載と申請書下欄の職業分類(1~14)の該当番号に○印をつける。
9. 「(9) その他」の欄
  - ・ 安全狩猟推進事業を実施した年月日及び場所を記載する。  
ただし、これは一般社団法人秋田県猟友会が狩猟事故防止の一環で実施しているもので、法令上、この講習の受講は登録に際しての必須要件ではない。

#### 【狩猟税の減免措置を受ける場合に必要な提出書類】

(1)対象鳥獣捕獲員である者

- ・ 秋田県内の市町村長による、対象鳥獣捕獲員であることを証する書類 1 部

(2)捕獲許可を受けてその捕獲等を行った者

(許可の区域に秋田県内が含まれる場合に限る)

※ 減税の対象となる許可捕獲者は、狩猟者登録の申請前 1 年以内に、鳥獣保護管理法第 9 条第 1 項の許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等をした者に限る。

- ・ 鳥獣保護管理法第 9 条第 1 項の許可証の写し 1 部

(3)捕獲許可を受けた者の従事者である場合 (許可の区域に秋田県内に含まれる場合に限る)

※ 減税の対象となる許可捕獲従事者は、狩猟者登録の申請前 1 年以内に、鳥獣保護管理法第 9 条第 1 項の許可を受けた者の従事者として、当該許可に係る鳥獣の捕獲等をした者に限る。

- ・ 鳥獣保護管理法第 9 条第 1 項の捕獲許可従事者証の写し 1 部

【 狩猟税、狩猟者登録手数料等 】

(1) 狩猟税

登録の種類	網猟・わな猟	第一種銃猟	第二種銃猟
①県民税の所得割を納める人	8,200円	16,500円	5,500円
②県民税の所得割を納めなくてもよい人	5,500円	11,000円	
③対象鳥獣捕獲員である人	非課税（要証明） (令和6年3月31日まで減免措置が延長)		
④狩猟者登録申請日前1年以内の期間に、鳥獣保護管理法第9条第1項の許可を受けた者またはその捕獲等に従事した人者	上記①及び②の狩猟税の半額(100円未満は切捨)		
	4,100円	8,200円	2,700円
	2,700円	5,500円	2,700円

※1 県民税の所得割額を納めなくてもよい人は、住所地の市町村長の発行した証明書を添付してください。

※2 県民税の所得割額を納めなくてもよい人であっても、同一生計配偶者や扶養親族に該当する人（農林水産業に従事している人を除く。）が納める額は、第一種銃猟免許が16,500円、網猟・わな猟免許は8,200円になります。

(2) 狩猟者登録手数料

登録の種類	網猟	わな猟	第一種銃猟	第二種銃猟
手数料額	1,800円	1,800円	1,800円	1,800円